

# 都内診療所の皆様へ

## 『医療措置協定』のご協力のお願い

(令和6年9月1日版)

改正感染症法により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関が、その機能・役割に応じた協定(医療措置協定)を締結することになりました。

### 医療措置協定の内容

	入院	発熱外来	自宅療養者等への支援	後方支援	医療人材派遣	感染防護具の備蓄
<b>診療所</b>	—	○	○	—	○	任意事項
(参考) 病院	○	○	○	○	○	任意事項

#### ● 発熱外来の実施

流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）であれば、かかりつけ患者に限るとすることも可能です。

(参考)

発熱外来を含む医療措置協定を締結することが、「外来感染対策向上加算（発熱患者等対応加算を含む）」の施設基準の一つとなっています。

#### ● 自宅療養者等への医療提供（電話・オンライン・往診）及び健康観察

かかりつけ患者に対する電話診療だけでも締結できます。

#### ● 医療人材派遣

他の医療機関等への人材派遣の実施ができる場合には、ご検討をお願いします。

#### ● 個人防護具の備蓄（協定への記載は、任意事項です）

サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5物資について2か月分以上の備蓄が推奨されています。

上記の3項目（発熱外来・自宅療養者等への支援・医療人材派遣）のうち、**ご協力頂ける項目が1つでもある場合には、協定締結にご協力をお願い申し上げます。**

★今後のスケジュール、手続き方法については裏面をご覧ください★

詳細は、東京都専用Webページをご覧ください

情報はこちらから

【東京都専用Webページへのアクセス方法】

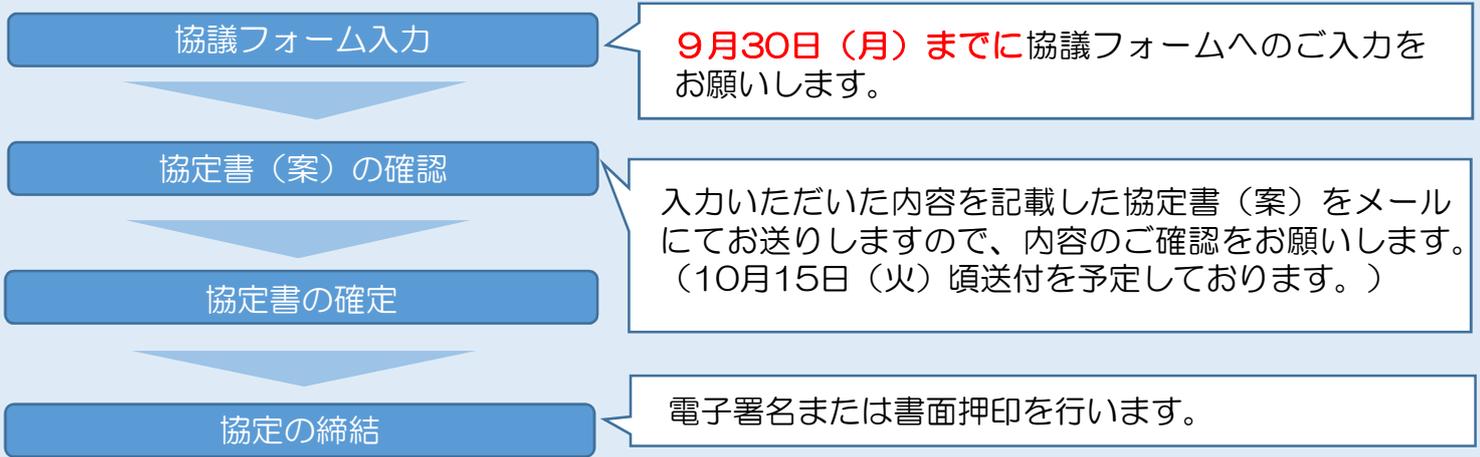
URL : [https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i\\_kyotei.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/i_kyotei.html)

東京都保健医療局 > 感染症対策 > 医療措置協定について



東京都専用Webページ

### 締結までのスケジュール（11月1日締結の場合）



### 医療措置協定等についてのQ&A ※詳しくは、上記の専用Webページを参照ください

- Q1 3つ全ての項目が実施できないと協定締結できませんか？  
→ 3つ全てでなくても、いずれか1つでも実施いただける場合には締結ができます。
- Q2 医療措置協定を締結したことは公表されますか？  
→ 医療措置協定を締結した時は、感染症法に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。専用webページの最下部にPDFリストを掲載しています。(毎月最初の開庁日に更新予定)
- Q3 外来感染対策向上加算を算定するために必要な手続きはなんですか？  
→ 都と医療措置協定を締結するだけでなく、関東信越厚生局東京事務所へ施設基準の届出をする必要があります。協定の締結が決定するまでには1~2か月ほどお時間をいただきますためお早めのお手続きをお願いします。
- Q4 第二種協定指定医療機関※の指定を受けるためにはどうしたらいいですか？  
→ 発熱外来または自宅療養者等への医療の提供を含む医療措置協定を締結いただいた場合に指定します。要件の確認等は協定締結の手続きと合わせて行います。  
※新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時には、第二種協定指定医療機関が実施する外来医療又は在宅医療は、公費負担医療の対象になります。

【お問い合わせ先】 令和6年度東京都医療措置協定締結事務局

TEL : 0570-025-102 (電話対応時間 9時~18時 ※土日祝日を除く)